

住居確保給付金とは

離職等により、収入等が一定水準以下の方で就労能力と就労意欲のある人のうち、住宅を失うおそれのある人等を対象として、安心して求職活動ができるよう、賃貸住宅の家賃に充てるための費用（住居確保給付金）を支給するとともに、津山市自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給対象者

以下の要件全てに該当する方

- (1) 離職等により経済的に困窮し、住居を失っている方または失うおそれのある方
- (2) 離職等後2年以内、又はやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- (3) 離職等の前に、主として世帯の生計を維持していた方
- (4) ハローワークへ求職申し込みを行う方、または現に行い求職活動を行っている方
- (5) 申請日の属する月における申請者および申請者の同居の親族などの収入月額（失業給付、児童扶養手当、年金などを含む）の合計が、次の金額であること

世帯人数	世帯の収入月額
1人	78,000円 + 家賃額（上限31,000円）未満
2人	115,000円 + 家賃額（上限37,000円）未満
3人	140,000円 + 家賃額（上限40,000円）未満
4人	175,000円 + 家賃額（上限40,000円）未満
5人	209,000円 + 家賃額（上限40,000円）未満
6人	242,000円 + 家賃額（上限43,000円）未満
7人	275,000円 + 家賃額（上限48,000円）未満

※給与等は手取り額ではなく、総支給額となります。

※毎月の収入に変動がある場合は、直近3ヶ月間の収入額の平均で判断します。

※家賃額は、管理費、共益費、駐車場代、光熱水費は除きます。

- (6) 申請者および申請者の同居の親族などの預貯金の合計が、次の金額以下であること

世帯人数	預貯金額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- (7) 雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）または、自治体などが実施する類似の給付などを、申請者または申請者の同居の親族などが受けていない方

※特例により令和5年3月31日までは、職業訓練受講給付金との併給が可能です。

- (8) 申請者および申請者の同居の親族などのいずれもが暴力団員でないこと

支給額

月ごとに家賃額を支給します。(100円未満の端数は切り上げ)

①世帯の月収が「基準額」以下の方は、支給額は家賃額となります。

世帯人数	基準額	住居確保給付金額
1人	78,000円	家賃額(上限31,000円)
2人	115,000円	家賃額(上限37,000円)
3人	140,000円	家賃額(上限40,000円)
4人	175,000円	家賃額(上限40,000円)
5人	209,000円	家賃額(上限40,000円)
6人	242,000円	家賃額(上限43,000円)
7人	275,000円	家賃額(上限48,000円)

②世帯の月収が①の「基準額」を超える方は、下記の計算式により算定した額となります。

支給額 = 「実際の家賃額 - (月収 - 基準額)」

※支給額は給付上限額まで

世帯人数	住居確保給付金額 (100円未満の端数は切り上げ)	給付上限額
1人	実際の家賃額 - (月収 - 78,000円)	31,000円
2人	実際の家賃額 - (月収 - 115,000円)	37,000円
3人	実際の家賃額 - (月収 - 140,000円)	40,000円
4人	実際の家賃額 - (月収 - 175,000円)	40,000円
5人	実際の家賃額 - (月収 - 209,000円)	40,000円
6人	実際の家賃額 - (月収 - 242,000円)	43,000円
7人	実際の家賃額 - (月収 - 275,000円)	48,000円

例) 1人世帯で、実際の家賃額40,000円、月収85,000円の場合
40,000円 - (85,000円 - 78,000円) = 33,000円となりますが、
1人世帯の給付上限額は31,000円なので、支給額は31,000円となります。

支給方法

市から直接、住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

支給期間

3ヶ月間

※一定の要件を満たす場合は、最大9ヶ月間までの延長あり

再支給

(1)従来 of 制度による再支給

①住居確保給付金（初回）の終了後、新たに解雇された方（※）

※解雇された日から2年以内

(2)特例による再支給（令和5年3月31日申請期限）

①2年以内に解雇以外で離職した方

②2年以内に廃業した方

③本人の責によらない休業等により減収し、離職・廃業と同程度の状況にある方

※特例による再支給は一度限り3ヶ月間が限度（延長はできません。）

受給中の求職活動について

受給中は、津山市自立相談支援センターの就労支援やハローワークの利用などにより、常用就職に向けた求職活動を行うことが条件になります。

(1)離職・廃業の方

①月に1回以上、津山市自立相談支援センターの面談を受けること

②申請時にハローワークへの求職申込を行い、月に2回以上（※）、ハローワークで職業相談を受けること

③常用就職を目指して、週に1回以上（※）、企業等への応募を行うか面接を受けること

※令和4年4月26日付け「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により、当分の間、求職活動要件が次のとおり緩和されています。

○ハローワークで職業相談を受けること

【緩和前】月に2回以上⇒【緩和後】月に1回以上

○企業等への応募を行うか面接を受けること

【緩和前】週に1回以上⇒【緩和後】月に1回以上

(2)休業等の方

①月に1回以上、津山市自立相談支援センターの面談を受けること

②申請・延長・再延長の時、休業等の状況について津山市自立相談支援センターへ報告すること

③申請・延長・再延長決定の時、津山市自立相談支援センターの面談を受け、本人に応じた活動方針を決定する